

第3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点¹⁷と子育て世代包括支援センター¹⁸の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業（子育て短期支援、養育支援訪問、一時預かり）とともに、利用勧奨と措置¹⁹の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。
- ・ 市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、こどもや家庭の見守り支援等を効果的に実施することが求められています。

第3-1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 平成28年改正児童福祉法では、こどもが権利の主体であることを明確にするとともに、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とあわせて、家庭養育優先原則が規定されました。社会的養育の対象は全てのこどもであり、その胎児期から自立まで、こどもの権利やニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して支援するためには、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が必要であるとともに、在宅の親子の状況を定期的に把握しながら関係機関と連携し、家庭状況に応じた支援を確実に届けられる仕組みが必要です。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数」及び「在宅支援率（こどもの人口に占める代替養育を受けていないこども数の割合）」を目標指標に設定しましたが、(図表3-1)のとおり、R6目標を前者は達成見込で、後者は未達成見込です。
- ・ 要因としては、全市町村が一堂に会する会議等での制度説明や未設置市町村への個別訪問による働きかけのほか、児童養護施設等による子育て短期支援事業等の実施拡充、児童家庭支援センターとの連携強化など地域における支援体制のより一層の充実を図っていく気運の高まりもあり、市町村が子ども家庭総合支援拠点を核とした在宅支援サービスの実現に努めてきたことによるものです。目標年

¹⁷ こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点（平成28年改正児童福祉法）。市町村に設置努力義務がある。

¹⁸ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じて、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、情報提供や支援プラン等の作成を行う拠点（平成29年改正母子保健法）。市町村に設置努力義務がある。

¹⁹ 家庭支援事業の利用が必要と認められる者に対して、市町村はその利用を勧奨しなければならないが、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる（児童福祉法第21条の18）。

度を1年前倒し、全市町村で設置されました。

- ・ 在宅支援率については（図表5－2）のとおり、こどもの人口は減少しているのに対して、代替養育を必要とするこども数は横ばい傾向が続いていることが要因です。

（図表3－1）現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	17市町村	18市町村	18市町村 ※	（18市町村） 達成見込
在宅支援率(こどもの人口に占める代替養育を受けていないこども数の割合)	99.72%	99.71%	99.71%	〔毎年度 対前年比で 増加〕 未達成見込

※R6年度は制度上、市町村子ども家庭総合支援拠点は廃止

（出典）大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 従前より、児童相談所ではこどもや家庭等からのあらゆる相談対応を行ってきましたが、虐待事案など緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、子育ての不安や悩みなどの相談ニーズも増大する中、平成16年改正児童福祉法では、住民に身近な市町村において、児童の福祉に関する相談に応じること等が明記され、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、児童相談所においては、専門的な知識や技術を必要とする相談対応や市町村支援を行うこと等により、地域全体で相談体制の充実を図ることとされました。
- ・ さらに、同改正法では、こどもやその家庭に関する情報を関係機関等で共有のうえ適切な連携下で対応することを目的に、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置について、地方公共団体の努力義務とされました。
- ・ 本県では、全市町村に要対協が設置されており、調整担当職員を配置のうえ、児童相談所のほか、警察、教育委員会、医療機関（小児科、産婦人科、精神科等）、保健所等が連携し、支援対象児童等（要保護児童²⁰、要支援児童²¹及び特定妊婦²²）への対応を行っています。
- ・ 要対協は、各機関の代表者による「代表者会議」、実務担当者による「実務者会議」、個別ケースの支援内容等を協議する「個別ケース検討会議」の三層で構成されており、平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件に係る再発防止策に基づき、24年度からは原則、実務者会議を毎月開催し、市町村と児童相談所が受理した虐待事案を含むケースを共同管理台帳に登載のうえ、進行管理を行う仕組みを構築しています。実務者会議では全てのケースの進行管理を行いつつ、状況に応じて関係機関が集

²⁰ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3）。

²¹ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の3）。

²² 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3）。

まって個別ケース検討会議を開催し、各ケースの課題や支援方針、役割分担を明確にすること等により、市町村では要保護児童対策調整機関として安定した業務運営が可能となっています。

- ・ 平成28年改正児童福祉法で、市町村と児童相談所それぞれの役割・責務が明確化されたことを踏まえ、本県では、29年3月に「児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割分担に係る『虐待重症度判断基準表』」及び「警察からのDV目撃通告に係る取り扱いについて」を規定のうえ市町村に通知し、現在も運用しています。
- ・ 市町村職員に対する児童相談業務等に関する研修は、児童福祉法により都道府県の業務とされており、本県では、児童相談所において、要保護児童対策調整機関の担当者研修や実地研修、母子保健担当職員と児童相談関係職員を対象にした相互理解・連携強化を図るための合同研修等を実施しています。さらに、市町村職員の児童相談所への派遣研修（人材交流）に加え、要対協の場を活用した研修会の実施など、支援対象児童等への支援に関する理解醸成を図るとともに、児童虐待の早期対応に必要な知識や技術等の習得を図っています。
- ・ また、本県では令和3年度に、小学5年生から高校3年生までの全8学年を対象にした独自のヤングケアラー²³実態調査を行い、約1,000人の支援を要するヤングケアラーを把握しました（対象学年79,550人のうち約1.3%）。当該結果を踏まえ、県の相談体制の整備として、令和4年度には電話とSNSによる専門相談窓口を設置のうえ児童・生徒へ相談先カードを配布しています。加えて、令和5年度から県に配置した専門アドバイザーが精力的に働きかけた結果、全市町村で相談窓口が設置されるなど、ヤングケアラーにとって身近な市町村で支援体制の構築が進んでいます。令和5年度には、学校やスクールソーシャルワーカー等を通じて178件のヤングケアラーに関する相談が市町村に寄せられ、うち49件を家事や介護支援サービス等の利用に結びました。さらに、コロナ禍後の状況を把握するため、令和6年度に3年ぶりとなる実態調査を行った結果、ヤングケアラーは県内で少なくとも約2,100人と推計され（対象学年78,826人のうち約2.7%）、加えて認知度も向上（前回調査の約29%から約66%へ倍増）しており、これまで潜在化していたヤングケアラーの自覚につながったことによるものと考えられます。一方で、ヤングケアラーのうち相談経験のない子どもが約半数となっており、身近な市町村の支援体制の更なる充実に加え、周囲が早期に気づき、子どもの状況に応じた支援につなぐとともに、きめ細かに家庭状況を見守ることが重要です。
- ・ 以上のとおり、これまで市町村と児童相談所（県）においては、個別事案対応のみならず、あらゆる機会を捉えて組織的な相互連携に努めてきましたが、更なる連携強化を図るため、令和4年改正児童福祉法により創設されたこども家庭センターを核とし、母子保健や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に対して、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプ

²³ 一般的に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護など）を日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や交友関係等に影響を及ぼすことがあるとされている。

ラン²⁴」を作成のうえ支援に当たるとともに、支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組むことが必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ こども家庭センターの設置数については、全市町村に1か所以上、計20か所を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数については、3回、延べ150人を資源の必要量等とします。
- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備については、市町村と児童相談所間において人材交流を行う体制を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、各市町村が策定した第三期子ども・子育て支援事業計画に掲げる取組の実現可能性を高めるため、先行事例の効果や課題、策定対象となる家庭やこどもの考え方など、市町村間で情報共有を図る場の確保などを資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ こども家庭センターの設置数については、14市町村で計16か所²⁵です。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度の実績は次のとおりです。

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	1回、延べ108人（延べ4日間）
児童相談所実習研修（短期間実習生）	1回、延べ4人
市町村保健師（母子保健）連携強化研修	1回、延べ39人

- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備について、令和5年度は、中央児童相談所において、大分市から心理職員（5名）及び児童福祉担当職員（4名）を受入れています。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場において、希望する市町村が議題を提案し、情報共有を図る体制を整備しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ こども家庭センターの設置数については、未設置4市町で計4か所を整備すべき見込量等とします。

²⁴ 支援の必要度が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に、当該対象者の課題とその解決のための支援内容を模索・提示するとともに、状況変化に応じた支援内容の見直し等を行うための計画。

²⁵ 大分市はこども家庭センターを3か所（中央、東部、西部）設置（令和6年4月1日時点）。

- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数については、現状の整備・取組状況等の維持を整備すべき見込量等とします。
- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充を整備すべき見込量等とします。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充及び協議の場の有効活用を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ こども家庭センター未設置4市町のうち、令和7年度に3市（日田市、佐伯市、津久見市）が、8年度に1町（玖珠町）がそれぞれ設置予定となっています。県では、市町村が一堂に会する会議等を活用し、こども家庭センターの理念・機能等に関する市町村の理解を深めるため、既設市町村の取組内容や成果・課題等の共有に努めます。
- ・ とりわけ、ヤングケアラー支援については、福祉、介護、医療、教育など様々な分野における対応が求められます。こども本人が担っているケアを外部サービスの導入等により代替するなど、こども家庭センターを中心に、サポートプランに基づく重層的支援体制²⁶の構築について支援します。
- ・ 一時保護及び措置解除により家庭復帰となるケースで、家庭状況を把握しながら在宅支援を行うことが必要なケースについて、サポートプランの作成が有効だと考えられる場合には、引き続き、要対協の個別ケース検討会議の適宜開催や毎月の実務者会議により市町村と児童相談所などの関係機関との連携・情報共有に努めます。
- ・ 市町村職員に対する研修については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（令和4年4月13日付け厚生労働省子ども家庭局長改正通知）に基づく実施に努めます。また、市町村職員と児童相談所職員との派遣交流型の研修について、双方の立場を経験することでより介入と支援といった異なるアプローチなど多角的な視点を養うことが期待されるため、引き続き、多くの市町村が参加できるよう人事・配置面など実施環境の配慮に努めます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法において創設された、こども家庭ソーシャルワーカー²⁷の養成研修等の市町村職員の受講機会を確保するなど、更なる専門性向上に努めます。あわせて、こども家庭センターに配置された統括支援員に対する基礎研修や実務研修の実施に努めます。

²⁶ 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援の体制（社会福祉法106条の4）。対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの。

²⁷ こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的とした認定資格。児童相談所の児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つ。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
こども家庭センターの設置数	設置数 (か所)	—	16 (14市町村)	20 (18市町村)	4				
					3	1	—	—	—
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数 (回)	3	3	3	—				
					—	—	—	—	—
	受講者数 (延人)	151	151	150	—				
					—	—	—	—	—
県と市町村との人材交流の実施体制の整備	実施体制	有 (1市9人)	有 (1市7人)	有 (維持・拡充)	—				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	情報共有の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				

※各項目、年度末時点

第3-2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 市町村では、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育訪問支援事業、子育て短期支援事業等の実施により家庭状況を把握のうえ、こどもや家庭のニーズ等に応じて必要な支援につなげる取組を行っています。
- ・ 近年、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって地域社会における家庭の見守り機能が脆弱化する中、相談支援の必要性を理解することなく否定的な感情を抱く等の傾向が顕在化する家庭(自ら援助を求めない家庭)において虐待リスクが高まることから、本県では、各市町村要対協に登録されている児童等(主に要支援児童)の居宅を訪問し、その状況を把握する支援対象児童等見守り強化事業を積極的に推進してきました。
- ・ 当該事業は、市町村が児童家庭支援センター等と協働し、日用品や食品等を家庭やこどもに直接届け、現認することで保護者との関係性を構築し、必要な支援へ繋ぐことを目的としていますが、令和3年度時点で4市の実施に留まっていました。そこで、県では市町村に対する独自の財源支援策を創設し、市町村を個別訪問のうえ事例共有するなど積極的な横展開を図った結果、6年度には17市町に取組が拡大しました。
- ・ 支援対象児童等見守り強化事業を含め、市町村による家庭支援事業の実施状況は、(図表3-2)の

とおりです。国の調査によると、全国自治体の令和6年度中の実施（見込）率について、子育て世帯訪問支援事業は39.7%、児童育成支援拠点事業は4.9%、親子関係形成支援事業は9.9%となっており、本県では各事業とも、比較的实施率が高い状況にあります。

(図表3-2) 市町村による社会的養育関係事業（家庭支援事業等）の実施状況

事業名	事業概要	実施市町村数
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに不安等を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。	9/18
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱えるなど家庭や学校に居場所のない子ども等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣形成や学習支援、食事提供等、子ども及び家庭状況を包括的に支援する。	5/18 ※
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方等に不安を抱える保護者やその子どもに対し、グループワーク等を通じて、子どもの発達状況等に応じた支援を行うとともに、保護者同士が情報交換できる場等を設ける。	1/18
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する専門的な相談支援等を行う。	16/18
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	17/18
一時預かり事業	子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用）や、保護者の就労や傷病等で一時的に保育が必要となる場合に、子どもを預かる保育サービスを実施する。	18/18
支援対象児童等見守り強化事業	要対協の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する。	17/18

(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ（令和6年4月1日時点の6年度中実施見込）

※日本財団の協力のもとで実施している類似事業を含む

- ・ 家庭状況に応じて、子どもや保護者が必要とする市町村支援は多岐に渡ります。子どもと保護者が安心して地域で生活するためには、市町村（子ども家庭センター）が策定するサポートプランに基づき、利用勧奨・措置により家庭支援事業を着実に実施し、虐待等に至る前の予防的支援や子どもや家庭の見守り支援等に取り組むことが重要です。県においては、各市町村域における児童福祉施設等の資

源に関する情報提供や人材育成のほか、市町村間で事業効果や課題を共有する場の提供等が必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、その実現可能性を高めるため、効果や課題に加え、児童家庭支援センターや児童養護施設等との協働方法など、市町村間で情報共有を図る場の確保などを資源の必要量等とします。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ30組、6か所、5か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場において、希望する市町村が議題を提案し、情報共有を図る体制を整備しています。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ11組（4市）、2か所（2市）、4か所（6市）となります。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充及び情報共有の場の有効活用を整備すべき見込量等とします。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ19組、4か所、1か所を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画に掲載している家庭支援事業の確保方策の達成に向けて、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場等において情報共有を徹底するとともに、実施体制など状況把握に努めます。
- ・ 子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の状態にある家庭の居宅を支援員（保健師等の有資格者のみならず、市町村が適当と認める研修を修了した子育て経験者やヘルパーなど）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。保健師や助産師等の専門職が訪問する養育支援訪問事業とは明確に区分されており、県においては、今後もこどもの最善の利益を第一に考慮したパーマネンシープランに基づく家庭復帰等を積極的に行うため、全市町村に当該事業の実施を働きかけ、こどもや保護

者等との信頼関係を構築するための見守り支援の更なる強化を行い、家庭及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止等に繋がる環境整備を推進します。

- ・ 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して安心して過ごせる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。当該事業を利用することで、家庭復帰が見込める代替養育中のこどもが一定数考えられるため、県においては、全市町村に当該事業の実施を働きかけ、安心・安全な居場所が十分に提供される環境整備を推進します。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、こどもと離れることなく在宅で養育をしている保護者がレスパイトケア²⁸を希望する家庭や、レスパイトケアと併せてこどもとの関わり方や養育方法について支援が必要な家庭等について、子育て短期支援事業を親子で利用することが可能となりました。今後、利用者の増加が予想されるため、当該事業の受け皿としての里親・ファミリーホームの開拓が必要です。
- ・ 子育て短期支援事業については、令和5年度末時点での未受託里親及びファミリーホームが所在する市町において利活用を進めるため、対象里親等の意向確認などに努めます。加えて、新たな里親登録家庭に対して、当該事業による養育の可能性の理解醸成・促進に努めます。

4 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	確保方策	—	—	市町村計画 掲載量のとおり	各年度、市町村計画 掲載量のとおり (評価のための指標) 各年度100%以上				
	達成率(%)	—	—	100以上					
	情報共有の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親数(組)	11	11	30	19				
	ファミリーホーム数(か所)	2	2	6	3	4	4	4	4
	児童家庭支援センター数(か所)	4	4	5	1	1	1	1	—
					1				
				—	—	1	—	—	

※各項目、年度末時点

²⁸ 養育や育児をしている者が休息等を目的に、公的サービスとして一時的に児童養護施設や児童家庭支援センター等でこどもを預かってもらう仕組み。

第3-3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、児童相談所や市町村など関係機関と連携しつつ、専門的な知識及び技術を必要とする家庭等からの相談に応じるなど、地域に密着したきめ細やかな支援を行う児童福祉施設です。
- ・ 本県では、地域偏在の課題を抱えながら、3か所（大分市、別府市、中津市）で児童家庭支援センターが運営されていましたが、日本財団の協力のもと、令和3年度に佐伯市と日田市にそれぞれ1か所新設され、計5か所となりました。
- ・ 児童家庭支援センターは、「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、5つの業務を行っています。
 - ① 地域・家庭からの相談に応ずる事業 全ての児童家庭支援センターで電話や来所、訪問、SNS等による相談支援（24時間365日）を行っています。
 - ② 市町村の求めに応ずる事業 支援対象児童等見守り強化事業の受託のほか、本県の特徴として宿泊機能が完備されている児童家庭支援センターにおいて、子育て短期支援事業を行っています。
 - ③ 県又は児童相談所からの受託による指導 本県では、令和元年度より一時保護及び措置解除によって家庭引取りとなったこどもの見守りや保護者に対する指導を児童相談所から児童家庭支援センターに委託しており、家庭状況の定期把握や必要な支援（指導）を行っています。
 - ④ 里親等への支援 主に里親レスパイトケアを実施していますが、日本財団の協力のもと、令和3年度に、里親レスパイトケアの更なる推進のための担当職員をモデル的に配置（2か所）し、家庭養育優先原則に基づく取組を強化しています。
 - ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整 要対協など地域におけるネットワーク会議等に参画することで協働体制を構築しています。
- ・ 児童家庭支援センターは、その専門性の高さから、こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うことはもとより、こども家庭センターの求め等に応じて、引き続き、市町村に対する技術的助言・援助等を行うことが期待されており、地域の実情に応じた適切な設置数を検討する必要があります。
- ・ また、ヤングケアラー支援にあたり、児童家庭支援センターの役割は重要です。令和4年度より2年間、日本財団の協力のもと、県内3か所の児童家庭支援センターにおいてヤングケアラー支援研究事業を実施しました。当該事業では、ヤングケアラーのみを支援対象とするのではなく、その家族や

家庭環境へのアプローチに加え、物質的な支援のみならず気持ちの受け止めなど心理的支援の重要性などが報告されています。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童家庭支援センターについては、5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、1か所あたり12件とし、60件を資源の必要量等とします。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、5か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童家庭支援センターについては、5か所です。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、67件（39世帯）です。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、4か所で周辺市町村等から子育て短期支援事業を委託されています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童家庭支援センターについては、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、1か所を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ 地域偏在を更に解消し、各地域で市町村による家庭支援事業が実施できるよう、児童家庭支援センターの適正な設置のあり方について検討を進めます。
- ・ 引き続き、児童家庭支援センター間の情報共有を目的とした連絡会議（令和元年度から）を開催することで、各児童家庭支援センターとの連携強化を図っていきます。
- ・ 児童家庭支援センターが安定的に運営できるよう、事業費支援はもとより、周辺市町村や地域の関係機関等と連携して認知度の向上を図り、利用者の拡大と人材確保に努めます。また、地域・家庭からの相談件数が増加する中、職員配置基準（現行3名）の見直しや、家庭養育優先原則に基づく里親レスパイトケアを推進するため、日本財団の協力によりモデル的に配置している担当職員の制度化等について、国に要望していきます。

- ・ 児童家庭支援センターが支援を必要とする家庭と関係構築のうえ、継続的にヤングケアラー支援を実施できるよう、県においては、市町村に対して子育て世帯訪問支援事業等を通じた児童家庭支援センターとの連携強化を促すとともに、市町村に配置されているヤングケアラー支援コーディネーター等と連携のうえ、児童家庭支援センターによるピアサポートや居場所の提供等を含む相談支援体制の充実を検討します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童家庭支援センターの設置数	設置数 (か所)	5	5	5	—				
					—	—	—	—	—
児童相談所からの在宅指導措置委託件数 (割合分母: 指導措置委託全件数)	件数(人) 割合(%)	67	67	60	—				
					—	—	—	—	—
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	センター数 (か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—
うち、子育て世帯訪問支援事業	センター数 (か所)	—	2	3	1				
					—	—	1	—	—
うち、児童育成支援拠点事業	センター数 (か所)	—	0	2	2				
					—	2	—	—	—
うち、子育て短期支援事業 (ショートステイ)	センター数 (か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—

※各項目、年度末時点